参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	グローバル・パートナーとしての日米関係と日本外交 -第213回国会(常会)における外交論議の焦点-
著者 / 所属	寺林 裕介・西 あかね・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室 目黒晋太郎 / 前外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	65-76
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20240725.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

グローバル・パートナーとしての日米関係と日本外交

— 第213回国会(常会)における外交論議の焦点 —

寺林 裕介 西 あかね 奥利 匡史 (外交防衛委員会調査室) 目黒晋太郎 (前外交防衛委員会調査室)

- 1. はじめに
- 2. グローバル・パートナーとしての日米関係と来る米国大統領選挙
- 3. 対話を模索する日中関係の行方
- 4. 未来志向の日韓関係の構築
- 5. 北朝鮮をめぐる国際情勢
- 6. ガザ地区における人道状況改善と停戦に向けた取組
- 7. ウクライナ支援の推進と拡大

1. はじめに

ウクライナや中東をはじめとする危機に対して世界が分断の度合いを深めている現下の国際情勢にあって、日本は国際秩序の維持・強化のため、積極的な外交を展開していくことが求められる。2024年4月、岸田総理は米国から公式訪問の招待を受けて訪米し、日米両国が国際社会の問題に取り組むグローバル・パートナーであることを標榜した。米国連邦議会における演説においても、世界に米国のリーダーシップは必要不可欠とし、「日本は米国と共にある」ことを強調した。日米首脳会談の成果として発表された共同声明では、日米両国がまさにあらゆる領域とレベルで協働していることが示された。

このように日米の強固な同盟関係を確認したことに加え、同年5月に訪韓した岸田総理は、これまでの韓国との関係改善を梃子として、日中韓サミットに出席した。日中韓3か国の首脳は日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、サミットの開催により日中韓協力の意義を確認することができた。ただし、朝鮮半島情勢や中国の一方的な現状変更の試みなど安

全保障に関する譲れない論点を持つ日韓両国と、不透明感のある経済分野の協力を優先する中国との間には未だ姿勢の違いが明らかである。とはいえ、日本がこれまでの日米、日米韓、その他の同志国との枠組みに加えて日中韓の枠組みを再始動させたことは、重層的な外交政策を実現できた肯定的な側面であった。

本稿においては、2024年前半の動きについて、4月の岸田総理の米国公式訪問とそれに続く5月の日中韓サミットを踏まえて岸田政権の外交政策を振り返るとともに、この間、第213回国会(常会)で重ねられた国会論議を紹介していく(2024年7月10日記)。

2. グローバル・パートナーとしての日米関係と来る米国大統領選挙 (1) グローバル・パートナーとしての日米関係

日米両国は普遍的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、日本政府は、日米同盟を外交・安全保障の基軸に位置付けている。第213回国会の施政方針演説において、岸田総理は、「国賓待遇での訪米などの機会を通じ、我が国外交の基軸である日米関係を更に拡大・深化させる」、「日米同盟を一層強化して我が国の安全保障を万全なものとし、地域の平和と安定に貢献する」との決意を述べた¹。この演説で触れられた訪米は、2024年4月に実現した。日本の総理大臣として国賓待遇での公式訪米は9年ぶりであり、岸田総理は「今回の公式訪問の発表に際し、米国政府は、日米同盟の永続的な力強さなどを強調する訪問になるだろうと述べていた」ことを紹介した²。

岸田総理とバイデン大統領の日米首脳会談はワシントンDCにおいて4月10日に行われた。会談の成果について、岸田総理は国会において次のとおり説明した³。まず、安全保障協力については、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化が急務であることを確認しつつ、米軍と自衛隊との相互運用性強化など、安全保障・防衛協力を拡大・深化していくことで一致した。加えて、地域情勢について、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは断じて容認できず、同盟国・同志国と連携し、毅然と対応していくことを確認した。その上で、中国をめぐる諸課題への対応、北朝鮮の核・ミサイル開発や拉致問題、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢等について、引き続き緊密に連携していくとの認識をすり合わせた。さらに、日米の経済関係について、先端技術分野での競争力を維持強化し、経済的威圧、非市場的政策・慣行や過剰生産の問題に適切に対応しつつ、サプライチェーンの脆弱性を克服し、持続可能で包摂的な経済成長を牽引していくための連携の必要性を確認した。このほか、宇宙分野での協力を一層推進していくことで一致し、アルテミス計画⁴の将来のミッションで、日本人宇宙飛行士が米国人以外で初めて月面に着陸するという共通の目標等を発表した。

首脳会談において、様々な分野で日米の協力を一層緊密化させる方針が示されたことを 踏まえ、両首脳は日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発出した。

¹ 第213回国会参議院本会議録第2号4頁(令6.1.30)

² 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

³ 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

⁴ 2019年5月に米国航空宇宙局(NASA)が発表した米国主導の国際宇宙探査計画。火星探査を視野に入れつつ、月面の持続的な探査を目指すものであり、日本も同年10月に同計画への参画を表明した。

この共同声明においては、日米の同盟協力が新たな高みに達するに当たり、パートナーシップのグローバルな性質を反映すべく関与を拡大していることが示された。加えて、日米首脳会談の翌日、岸田総理は、米国連邦議会上下両院合同会議において、「未来に向けて一我々のグローバル・パートナーシップー」と題する演説を行った。この演説の中で、「日本はかつて米国の地域パートナーだったが、今やグローバルなパートナーとなった」などと述べた。このように、岸田総理の訪米に際して、日米関係がグローバル・パートナーとなったことが繰り返し強調されたことを踏まえ、国会ではその意義が問われた。岸田総理は、グローバル・パートナーといった表現について、「かつてなく強固な友好・信頼関係に基づき、日米両国が、二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持強化していくという両国の不退転の決意を示すもの」であると説明した。また、グローバル・パートナーとしての活動は、「軍事的手段に限らず、外交や経済も含めたあらゆる手段により取り組んでいくものである」としつつ。、防衛協力については、「これまでの日米の役割分担や責任分担を変えるものではなく、我が国の外交・安全保障上の政策は、我が国の憲法・法律にのっとり、我が国の国益に基づいて行っていく」と明言した。

さらに、岸田総理は、日米首脳会談において、日米豪、日米韓、日米英など日米を基軸とした地域のパートナーとの協力を進めることで一致したことなどを紹介し⁸、日米関係が二国間関係にとどまらず広がりを見せていることを示した。加えて、中国については、先述の日米首脳共同声明において、「我々は特に、首脳レベルを含め、中国との間の率直な意思疎通の重要性を強調し、共通の関心分野において可能な場合に中国と協力する意思を表明する」とされたところ、2024年5月には日中首脳会談及び日中韓サミット(3.参照)が実現した。なお、2023年11月15日にサンフランシスコで米中首脳会談が行われ、AI政府間対話や米中薬物禁止協力作業グループの立ち上げ、米中国防当局間の対話を行うことなどについて合意していたところ、この首脳会談に続いて2024年4月2日に米中首脳電話会談が行われた。この電話会談においては、台湾情勢、ウクライナ情勢、米中の通商等において意見の相違が見られたものの、両首脳は、幅広い問題について率直かつ建設的な議論を行い、双方は意思疎通を継続することを歓迎した⁹。米中関係について、上川外務大臣は、「米中両国の関係の安定は国際社会にとって極めて重要であると認識している。我が国としては、両国間の建設的な対話を期待している」と述べた¹⁰。

このほか、岸田総理の訪米に際して、4月11日にワシントンDCにおいて、初の日米比(フィリピン)首脳会合が開催された。この首脳会合においては、経済的威圧に対する連携、戦略的重要インフラの整備、半導体や重要鉱物を含む重要物資のサプライチェーン強靱化など、経済分野を中心に今後の具体的な3か国協力の方向性について議論が交わされ

⁵ 第213回国会衆議院本会議録第22号(令6.4.18)

⁶ 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

⁷ 第213回国会衆議院本会議録第22号(令6.4.18)

⁸ 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

⁹ ホワイトハウスウェブサイトna/> (令6.7.10最終アクセス)

¹⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号(令6.5.23)

た。また、南シナ海をめぐり、フィリピンと中国が対峙する事案が多発している¹¹ところ、日米比首脳会合においては、中国による力による一方的な現状変更の試みに毅然として対応することを確認し、防衛当局間協議や共同訓練等を通じた安全保障・防衛協力のほか、海上保安機関間の連携・協力を通じた海上保安協力を引き続き強化していくことで一致した。岸田総理は、初の日米比首脳会合について「法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現の観点から、極めて有益な成果を得ることができた」としつつ、「3か国間の連携の在り方について検討を行っていく」と述べた¹²。

(2) 来る米国大統領選挙についての日本政府の認識

米国では2024年11月に大統領選挙が予定されており、候補者選定に向け、1月以降、各州で予備選挙や党員集会が行われている。立候補を表明している民主党のバイデン大統領及び共和党のトランプ前大統領は、各党の大統領候補選出の投票権を持つ代議員の大半をそれぞれ獲得しており、今後の動向が注目される。

先述のとおり、日本政府は日米同盟を外交・安全保障の基軸に位置付けており、国会では、米国の大統領選挙の結果が日本や国際社会にどのような影響をもたらし得るかという点が議論された。岸田総理は、米国の大統領選挙について関心を持って注視しているとしつつ、「日米同盟は揺るぎがなく、その重要性について民主党、共和党を問わず共通の認識が存在しており、大統領選挙の結果が日米関係の重要性に影響を及ぼすことはない」¹³、「米国が国際社会において引き続き中心的な役割を果たしていくべきことについては、大統領選挙の結果によって左右されるべきものではない」との考えを示した¹⁴。また、上川外務大臣は、米国大統領選挙の結果がウクライナ情勢、中東情勢、米中関係、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題等に与える影響について問われ、いずれについても大統領選挙の結果に関わらず、今後とも米国政府との意思疎通を緊密に行っていく旨述べた¹⁵。

3. 対話を模索する日中関係の行方

(1)「戦略的互恵関係」と「建設的かつ安定的な日中関係」

岸田政権においては、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という方向性の下、首脳・外相間を含め様々なレベルでの意思疎通が図られた。しかし、2023年には、新たな邦人拘束事案の発生やALPS処理水¹⁶をめぐる問題などを背景に、日中間の緊張は再び高まることとなった。こうした中、APEC首脳会議に際して行われた2023年11月16日の岸田総理と習近平国家主席による日中首脳会談において、両国は、2008年5月の日中共同声明¹⁷で

¹¹ 最近の例では、2024年3月にフィリピンの運搬船が中国海警局の船から放水銃を発射されて損傷したことによりフィリピン側の乗組員が負傷し、6月にフィリピン軍の輸送船が中国海軍等の船舶に補給活動を妨害され、輸送船に乗っていたフィリピン側の軍人1人が大けがをする事案が発生した。

¹² 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

¹³ 第213回国会参議院本会議録第13号(令6.4.19)

¹⁴ 第213回国会衆議院本会議録第22号(令6.4.18)

¹⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号(令6.5.14)

¹⁶ 福島第一原子力発電所において発生した放射性物質を含む水を浄化したもの。

^{17 「『}戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」(平20.5.7)

掲げられた「戦略的互恵関係」を包括的に推進することを再確認した。

これ以降政府は、日中関係の方向性を説明する際、「戦略的互恵関係」と「建設的かつ安定的な日中関係」の両方に言及するようになる。例えば、第213回国会の施政方針演説において岸田総理は、「戦略的互恵関係を包括的に推進するとともに、(中略)建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築していく」との方向性を示した¹⁸。なお、戦略的互恵関係について政府は、「共同声明の発出以来、現在に至るまで一貫して維持されている考え方」とし、「政策が変更されたということを意味するものではない」と説明した¹⁹。

(2) 山積する日中間の懸案事項

戦略的互恵関係の再確認をはじめ、日中間で協力関係の方向性を模索する動きが見られる一方、両国間には依然として懸案事項が山積している。

中国は、東シナ海や南シナ海において力による一方的な現状変更の試みを継続しており、 尖閣諸島周辺では、中国海警局に所属する船舶が日本の領海への侵入を繰り返している。 上川外務大臣は、こうした中国による領海侵入を、「我が国の主権に対する侵害である」と し、「尖閣諸島周辺の我が国の領海内で独自の主張をするといった中国海警船の活動は、国際 に対する。

中国によるブイの設置も、一方的な現状変更の試みとされている。2023年7月、尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域(EEZ)において、中国がブイを設置していることが判明した。これに対し上川外務大臣は、「あらゆる機会を捉えて、中国側に対しブイの即時撤去を強く求めている」としつつも、日本が物理的な措置をとることに関しては、国連海洋法条約上明確な規定はなく、国家実行の蓄積も見られないことから、「基準が不明確な中においては、政策的な観点等も踏まえた総合的な判断が必要とされる」との認識を示した²¹。

ALPS処理水をめぐる問題に対しては、中国側が反発を強めており、2023年8月24日に海洋放出が開始されると、同日中国は日本産水産物の輸入を全面的に停止した。政府は、中国による輸入規制を「全く科学的根拠に基づかない措置」としつつ²²、日本側の対応については、科学に立脚した議論を通じて、ALPS処理水に係る中国側の正しい理解が進むよう取り組んでいくとともに、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めていく旨の方針を示した²³。こうした方針の下、2024年からは、日中の専門家間による対話が開催されている。また、WTO協定等の下での対応について政府は、WTO関連委員会の場で措置の撤廃を求めているほか、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づく討議要請や、RCEP協定の緊急措置に関する規定に基づく討議要請を行っている旨説明した²⁴。

¹⁸ 第213回国会参議院本会議録第2号4頁(令6.1.30)

¹⁹ 第213回国会衆議院外務委員会議録第6号(令6.4.5)

²⁰ 第213回国会衆議院外務委員会議録第10号(令6.5.10)

 $^{^{21}}$ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第 3 号 $3\sim4$ 頁(令6.3.12)

²² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号(令6.6.11)

²³ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号(令6.5.30)

²⁴ 第213回国会衆議院外務委員会議録第13号(令6.5.31)

相次ぐ中国による邦人拘束事案は、日中関係に深刻な影響を与えるばかりか、中国に進出する日系企業の活動を萎縮させる要因とも指摘されている。中国でいわゆる反スパイ法が施行された2014年以降、中国によって拘束された邦人は17名に上る。政府は、「様々なレベルや機会を通じて、邦人の早期解放や司法プロセスにおける透明性の確保を累次働きかけている」との対応を示した²⁵。

また、香港においても、当局の更なる統制強化が懸念されている。2024年3月19日、2020年に成立した国家安全維持法を補完するとされる国家安全維持条例が成立した。翌20日、同条例の成立を受け外務省は、「『一国二制度』への信頼をさらに損なわせるものであり、改めて重大な懸念を表明する」との外務報道官談話を発出した。今後の対応について政府は、「国際社会とも緊密に連携しつつ、中国及び香港当局に対して、香港基本法に規定されている言論及び報道の自由が保護されるよう強く働きかけていく」との方針を示した²⁶。

(3) 台湾新政権発足と高まる中国の圧力

2024年1月13日、台湾総統選において民進党の頼清徳氏が当選し、5月20日、新総統に 就任した。就任演説において頼総統は、台湾の現状維持を強調するとともに、「中華民国と 中華人民共和国は互いに隷属しない」と主張した。この演説に対し中国は、「独立勢力への 懲罰」として、5月23日から24日にかけ、台湾を包囲する形で軍事演習を行った。

頼政権発足に伴う中国の反発は、日本にも向けられた。5月20日、日華議員懇談会に所属する日本の国会議員が頼総統の就任式に出席したことを受け、呉江浩駐日中国大使は、日本が台湾の独立に加担すれば、「日本の民衆が火の中に連れ込まれることになる」などと発言した。これに対し外務省は、「駐日大使の発言として極めて不適切である」とし、「発言後直ちに外交ルートを通じて厳重な抗議を行った」と述べている²⁷。

(4)協力関係の再構築を図る日中韓サミットと日中首脳会談

日中間の諸課題に改善の兆しが見られない中、日中韓プロセスの再活性化が図られている。2024年5月27日、議長国である韓国の尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領、中国の李強国務院総理、そして岸田総理により、約4年半ぶりに日中韓サミットが開催された。同サミット後に発出された共同宣言には、サミット等の定期開催の必要性、日中韓FTAの実現に向けた議論を含む3か国協力プロジェクト、朝鮮半島問題の政治的解決のための努力等が明記された。同サミットの成果について上川外務大臣は、「日中韓3か国の間で幅広い分野で協力を進めていく決意を再確認し、地域、国際情勢について率直な意見交換を行うことができ、日中韓プロセスの再活性化を確固たるものにする重要な契機になった」と評し、今後の開催については、現議長国である日本として、韓国及び中国と緊密に意思疎通する旨の方針を示した28。

²⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(令6.5.30)

²⁶ 第213回国会衆議院外務委員会議録第6号(令6.4.5)

²⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号(令6.6.4)

²⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(令6.5.30)

日中韓サミットに先立ち、同月26日に岸田総理と李強国務院総理による日中首脳会談も行われた。同会談では、日中の二国間協力について、岸田総理から、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大等に係る調整を行わせたい旨述べるとともに、中国短期滞在査証免除措置の早期再開を改めて要請した。他方、懸案事項について岸田総理は、日本のEEZに設置されたブイの即時撤去、中国側による日本産食品の輸入規制の即時撤廃、拘束されている邦人の早期解放等を求めた。また、台湾情勢については、岸田総理から台湾海峡の平和と安定の重要性を強調した。なお、ALPS処理水をめぐる問題に関し、日中首脳会談の成果を問われた岸田総理は、専門家を含む両国間の意思疎通が進展していることを評価した上で、問題の解決に向けて事務レベルで協議のプロセスを加速していくことで一致をした旨述べている²⁹。

4. 未来志向の日韓関係の構築

2022年5月10日に尹錫悦政権が発足して以降、外相間、外交当局間で日韓関係改善に向けた意見交換が活発化した。その成果として、旧朝鮮半島出身労働者問題における韓国側からの措置30の発表、首脳間のシャトル外交の再開、日韓軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の正常化、相互の輸出管理の運用の見直しなど様々な政策分野で日韓関係が進展した。2024年1月30日の外交演説で上川外務大臣は、重要な隣国である韓国とは、多様な分野で連携や協力の幅を広げ、パートナーとして力を合わせて新しい時代を切り拓いていくため、様々なレベルでの緊密な意思疎通を重ねていく旨述べた31。

しかし、日韓間には依然として様々な問題が横たわっている。まず、旧朝鮮半島出身労働者問題について、2023年12月28日に韓国大法院が日立造船に損害賠償の支払等を命じる判決を確定させたことを契機として、2024年2月20日に韓国内での資産の差し押さえを防ぐ目的で収めていた同社の供託金が原告側に引き渡されたことが明らかとなった。この事態に対して、上川外務大臣は、韓国大法院が日立造船に対して損害賠償の支払等を命じる判決を確定させた時点で「日韓請求権協定第2条に明らかに反している」もので、同判決に基づいて日本企業に不当な不利益を負わせることは「極めて遺憾である」との見解を示した32。また、日韓間に領有権をめぐる問題がある竹島については、尹政権発足以降も韓国国会議員による竹島上陸や韓国軍による竹島に関する軍事訓練が続いている。5月13日の韓国野党代表による竹島上陸について、上川外務大臣は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠に基づき、韓国が竹島に対して行ういかなる措置又は行為も法的に正当性を有するものではないと述べた33。また、韓国軍による竹島に関する軍事訓練についても、木原防衛大臣は「到底これは受け入れることはできない」との立場を表明した34。

²⁹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号(令6.5.30)

³⁰ 2018年の韓国大法院(最高裁判所)の判決で賠償を命じられた日本企業に代わって、韓国政府の傘下にある 既存の財団が原告への支払を行うとするもの。

³¹ 第213回国会参議院本会議録第2号7頁(令6.1.30)

 $^{^{32}}$ 第213回国会衆議院外務委員会議録第 2 号 8 \sim 9 頁(令6.3.13)

³³ 第213回国会衆議院外務委員会議録第11号(令6.5.15)

³⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号21頁(令6.3.12)

他方で、上記の懸案事項がありつつも、日米韓3か国協力をはじめとして、2024年5月 には日中韓サミット(3.参照)が実現し、日韓間の外交・防衛における協力は拡大しつ つある。5月26日に韓国・ソウルで行われた日韓首脳会談では、日韓国交正常化60周年を 迎える2025年に向けて日韓両政府が相互に準備を進めることで一致し、この合意を踏まえ て上川外務大臣は「新たな時代にふさわしい、未来に向けた日韓の協力や連携の在り方」 について韓国側との間で率直な意見交換を行い、知恵を出し合っていく決意を表明した35。 また、6月1日、IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)の際に開催された日 韓防衛相会談では、2018年12月に海上自衛隊と韓国海軍との間で発生した火器管制レー ダー照射問題36をめぐる再発防止策を確認し、日韓防衛当局間の対話を活性化することで 一致した。火器管制レーダー照射問題が決着しない中で日韓の防衛協力を再開するに至っ た経緯を国会で問われた木原防衛大臣は、韓国駆逐艦から火器管制レーダーの照射があっ たなどの事実関係に関する防衛省の立場は一切変わっていないと説明した上で、現場で任 務に当たる海上自衛官の安全に関わる再発防止策が取られていない状況が過去5年以上に わたって継続してきたこと、日韓、日米韓の連携の重要性が5年半前に比べるとますます 高まっている状況に触れ、事実関係をめぐる日韓双方の立場に依然として違いがあるもの の、このことを理由に自衛官を危険にさらし続け、日韓の防衛協力を停滞させることはで きないとの考えを表明し、かつ、この決断が国益にかなうものと確信した旨強調した³⁷。ま た、韓国との間ではGSOMIAが締結されているものの、防衛装備品・技術移転協定や 物品役務相互提供協定が締結されていないなど他国と比較して防衛協力が遅れており、同 国との間で外務・防衛担当閣僚会合(2+2)を始めるべきではないかとの指摘がなされ た。これに対し、木原防衛大臣は、まず日韓防衛当局間の対話を活性化させ、今後の日韓 防衛、日韓安全保障協力の具体的な内容について協議を行っていきつつ、外務省と連携し ながら検討していく旨述べた38。上川外務大臣も、現下の戦略環境を踏まえれば、日韓、日 米韓の協力が今ほど必要とされるときはなく、韓国側と引き続き緊密に意思疎通をしなが ら、具体的な連携協力を検討していく旨述べた³⁹。

5. 北朝鮮をめぐる国際情勢

これまでも日朝間における水面下の接触を指摘する報道はあったが、数年来、日朝両国の対話の機会は明らかにされてこなかった。しかし、2024年1月1日の能登半島地震に対して金正恩国務委員長が見舞いの電報を発出すると、第213回国会の会期中、北朝鮮からのメッセージが注目されることとなった。岸田総理は、「北朝鮮との諸問題を解決するため、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、私直轄のハイレベルでの協議を進めていく」と

³⁵ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第11号(令6.6.13)

^{36 2018}年12月20日、海上自衛隊第4航空群所属P-1哨戒機が韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受け、防衛省は韓国側に対し強く抗議して再発防止を求めてきた。日韓間で累次に及ぶ協議が行われてきたが、照射の有無をはじめとする主要な論点につき、認識の隔たりを解消するには至っていない。

³⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号(令6.6.6)

³⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号(令6.6.11)

³⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号(令6.6.11)

の考えを表明するとともに、北朝鮮側からのメッセージに対してどう考えるか、的確な対応が求められるとの認識を示した⁴⁰。

その後、衆議院予算委員会において岸田総理が、日朝関係の現状を大胆に変え、主体的に動いてトップ同士の関係を構築することが極めて重要と発言⁴¹したことを受け、2月15日、金正恩委員長の実妹・金与正(キム・ヨジョン)党中央委副部長はこれを「肯定的なものと評価することができない理由はない」とし、「首相(岸田総理)が平壌を訪問する日が来ることもあり得る」との談話を発出した。上川外務大臣は、この金与正副部長による談話の発出について「留意をしている」と述べた⁴²。金与正副部長が、3月25日、拉致問題は解決済みとしつつ、岸田総理から首脳会談開催の打診があったとの談話を発したことに対し、林官房長官が記者会見で「拉致問題が既に解決されたとの主張は全く受け入れられない」との従来からの日本政府の考えを示したが、これ以降、金与正副部長談話(3月26日)、崔善姫(チェ・ソンヒ)外相談話(3月29日)をはじめとして、北朝鮮側から日朝間の対話に関心がないとする主張が相次いだ。

北朝鮮は、現下の国際情勢にあってロシアとの関係強化を進めている。2023年12月末からのロシアによるウクライナへの攻撃に北朝鮮製ミサイルが使用されていたことが明らかとなった。木原防衛大臣は、北朝鮮からロシアへの軍事装備品及び弾薬の供与が行われており、これらの兵器の移転はウクライナの人々の苦しみを増大させ、ロシアの侵略を支援し、国際的な不拡散体制を損なうものであると述べた⁴³。露朝両国の接近は、国際場裡にも影響し、3月28日、国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルに関する安保理決議案がロシアの拒否権行使により否決され、専門家パネルの活動が停止することとなった。林官房長官は、これを遺憾と評し、グローバルな核不拡散体制を維持するという安保理理事国としての重責に反する行為であると非難した⁴⁴。このように露朝両国が歩調を合わせる中、6月19日、プーチン大統領は24年ぶりに訪朝し、金正恩委員長と首脳会談を行った。この結果、両首脳は包括的戦略パートナーシップ条約に署名し、露朝間の更なる軍事協力強化の方向性を内外に示した。

この間も北朝鮮は、弾道ミサイルや新型の巡航ミサイルの発射を繰り返した。また、5月27日には軍事偵察衛星の打ち上げを試みている(翌28日、北朝鮮から打ち上げ失敗との発表があった)。上述のロシアとの軍事協力と併せ、北朝鮮の核・ミサイル戦力の増強は、北東アジアの安全保障環境を不安定化させている。4月の日米首脳会談において両首脳は、北朝鮮との対話の道が開かれているとの共通認識も踏まえた上で、深刻に懸念すべき現下の情勢において一層緊密に連携していくことで一致した45。また、5月の日中韓サミットにおいても、その共同宣言に、朝鮮半島問題の政治的解決のために引き続き前向きに努力することに合意したことが明記され、これを受けて上川外務大臣は、中韓両国を含む国際社

⁴⁰ 第213回国会衆議院予算委員会議録第3号8頁(令6.2.5)

⁴¹ 第213回国会衆議院予算委員会議録第7号24頁(令6.2.9)

⁴² 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号3頁(令6.3.13)

⁴³ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第7号(令6.4.11)

⁴⁴ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第7号(令6.4.9)

⁴⁵ 第213回国会参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会会議録第3号(令6.4.26)

会と緊密に連携しながら、北朝鮮の完全な非核化を目指していくとの決意を述べた46。

6. ガザ地区における人道状況改善と停戦に向けた取組

2023年10月7日、パレスチナのガザ地区を実効支配するイスラム組織・ハマスを含むパレスチナ武装勢力が、イスラエルに向けて多数のロケット弾を発射して越境攻撃を行うとともに、イスラエル人等を人質としてガザ地区に連行した。これに対し、イスラエル軍はガザ地区にあるハマスの複数の拠点を空爆して報復作戦を開始し、同地区への攻撃を強化していった。この間、第三国を介した停戦協議、人道支援の実現に向けた各国の働きかけが幾度も行われてきたが、事態の沈静化には至っておらず、現地の人道状況は日々悪化の一途をたどっていった。

2024年に入り、国際司法裁判所 (ICJ) と国際刑事裁判所 (ICC) の動きが活発化 した。1月26日、ICJはイスラエルのガザ地区への攻撃停止を求めて南アフリカが提訴 していた訴訟の審理において、イスラエルに対してジェノサイド及びその扇動を防ぐため の措置をとることなどを暫定的な措置として命じた。続けて、ICIはイスラエルに対し て、3月28日にガザ地区に緊急支援物資を届けるためのあらゆる措置を講じること等を命 ずる暫定措置命令を、5月24日にはガザ地区南部ラファハでの軍事作戦停止等を命ずる暫 定措置命令を発出した。ICJの暫定措置命令について、上川外務大臣は「当事国を法的 に拘束するものであり、誠実に履行されるべきものである」と強調した47。他方、5月20日、 ICCのカーン検察官は、戦争犯罪及び人道に対する罪の疑いがあるとして、ハマスの幹 部3人、イスラエルのネタニヤフ首相及びガラント国防相の計5人に対する逮捕状を第1 予審裁判部に請求したことを発表した。この発表については、上川外務大臣は「今後の動 向を重大な関心を持って引き続き注視してまいりたい」と述べるにとどめた48。加えて、I C Jや I C C の動きと並行して、国連では2023年に引き続き様々な決議が採択され、例え ば、3月25日の国連安保理ではラマダン期間中の即時停戦や全ての人質の即時無条件の解 放を求める等の内容の決議が採択された。同決議について、上川外務大臣は、日本は「本 件決議案の共同の起草国として理事国内の議論、調整にも積極的に取り組み」、賛成票を投 じたと説明した49。このほか、4月5日の国連人権理事会でイスラエルへの武器売却停止を 求める決議が、5月10日の国連総会でパレスチナの国連加盟を支持する決議が、6月10日 の国連安保理で米国が提案した停戦案についてイスラエルとハマスの双方が実行するよう 求める決議がそれぞれ採択された50。さらに、6月12日、国連人権理事会の調査委員会は、 2023年末までのイスラエルとハマスの戦闘についての調査結果をまとめ、双方に戦争犯罪 にあたる行為があったと指摘する報告書を公表した。

また、パレスチナ難民を支援する国際機関として教育、医療等の行政サービスを提供し

⁴⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号(令6.5.30)

⁴⁷ 第213回国会衆議院予算委員会議録第6号22頁(令6.2.8)

⁴⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第14号(令6.5.21)

⁴⁹ 第213回国会衆議院外務委員会議録第5号(令6.4.3)

⁵⁰ 日本は、2024年4月5日の国連人権理事会決議については投票を棄権し、5月10日の国連総会決議及び6月 10日の国連安保理決議については賛成票を投じている。

ている国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)をめぐり、1月下旬に同機関の職員がハマスによるイスラエルへの攻撃に関与したとの疑惑が生じた。これを受け、複数の国がUNRWAへの拠出を一時的に停止することを相次いで発表し、1月28日に日本も同機関への追加の資金拠出(令和5年度補正予算による約3,500万ドル)を一時的に停止することを発表した。国会ではUNRWAへの資金拠出が停止されることで現地の人道支援が滞るのではないかとの懸念が示されたが、岸田総理は、「我が国の対UNRWA拠出金の用途も含め、同機関のガバナンスが信頼の置けるものであることを確認することは重要」であり、他の国際機関を通じて人道支援を積極的に取り組んでいくと説明した51。その後、3月28日に上川外務大臣はラザリーニUNRWA事務局長と会談を行い、4月2日にUNRWAへの資金拠出の一時停止を解除した。その理由として、上川外務大臣は、上述した会談で日本の支援によるプロジェクトの適正性を確保するための「日本・UNRWAプロジェクト管理・モニタリングメカニズム」の設置の取組が示されたこと等を踏まえつつ、ガザ地区の人道状況の一層の悪化、日本が主導した安保理決議をはじめとする国際的な責務、疑惑を受けたUNRWA側の改善策に関して検討を行った結果と説明した52。

なお、今般のイスラエルの一連の攻撃について、国会で政府は事実関係を十分に把握することが現状困難であることから確定的な法的評価を行うことを差し控えると一貫して答弁している⁵³。他方、2022年2月にウクライナへ侵略を開始したロシアに対しては国際法違反と断じており、イスラエルに対して明確に国際法違反と評価しないのはダブルスタンダードではないかとの指摘がなされた。この指摘に対し、上川外務大臣は、ロシアによるウクライナ侵略は「武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反」で「国連憲章の重大な違反」であるとの認識である一方で、イスラエルの行動については「ハマス等によるイスラエル領内へのテロ攻撃を直接のきっかけとするもの」でロシアが一方的にウクライナに侵攻している行動と同列に扱うことは「適当ではない」との考えを示した⁵⁴。

2024年6月時点においてもイスラエルとハマスとの間の戦闘は続いており、戦闘が長期化する中で、子どもや女性、高齢者を含む数多くの死傷者が発生するなど、今もなおガザ地区は危機的な人道状況にある。こうした状況を踏まえ、国会では「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案」が提出され、6月13日の衆議院本会議及び同月14日の参議院本会議でそれぞれ可決された55。

7. ウクライナ支援の推進と拡大

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略から2年が経過しようとする中、日本は2024年2月19日に日・ウクライナ経済復興推進会議を開催した。同会議では、官民一体となってウクライナの復旧・復興を支援していく方針が確認されるとともに、両国の

⁵¹ 第213回国会衆議院予算委員会議録第7号30頁(令6.2.9)

⁵² 第213回国会衆議院外務委員会議録第5号(令6.4.3)

 $^{^{53}}$ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第 3 号11頁(令6. 3. 12)、第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 6 頁(令6. 3. 29)

⁵⁴ 第213回国会衆議院外務委員会議録第2号24頁(令6.3.13)

⁵⁵ 第213回国会衆議院本会議録第34号(令6.6.13)、第213回国会参議院本会議録第27号(令6.6.14)

政府当局間や企業間で56本の協力文書が署名された。他方、同時期に欧米諸国ではロシアによるウクライナ侵略が長期化していることで「支援疲れ」の兆候が見られており、特にウクライナの最大の支援国である米国の議会下院では同国支援の予算審議が滞っていた。こうした中、岸田総理は4月8日から14日にかけて米国を国賓待遇で訪問した(2.参照)。バイデン大統領との首脳会談において、岸田総理は「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との認識の下、日本が自らの問題として厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していく決意を述べ、G7をはじめとする同志国と緊密に連携していくことで一致した。さらに、岸田総理は同月11日に米国連邦議会で演説を行い、日本のウクライナ支援・対露制裁に関する取組やウクライナ支援における米国の多大な貢献について訴えた。その後、米国議会ではウクライナへの追加の軍事支援を含む緊急予算法案(総額約953億ドル、うちウクライナへの支援額約608億ドル)が成立した。上川外務大臣は、予算法案の成立に至る審議等の過程において複数の連邦議員が岸田総理の演説の内容に言及したことから「総理のメッセージそのものが米国連邦議員にしっかり伝わったのではないか」と所感を述べた上で、結果としてメッセージが「ある意味で大きな力として影響した」との認識を示した⁵⁶。

6月13日から15日にかけてイタリアで開催されたG7プーリア・サミットでは、ウクライナ情勢セッションが設けられるとともに、ロシアの凍結資産の運用益を活用して約500億ドルをウクライナへ融資することについて首脳間で一致した。この融資枠組の日本の関与について、上川外務大臣は、今後の具体的な取組はG7間で詳細を議論していくことになるが、融資をめぐる諸条件が整えば日本も融資する考えであると表明した57。また、岸田総理はウクライナのゼレンスキー大統領との間で首脳会談を行い、安全保障及び防衛、人道支援並びに復旧及び復興を含む支援や協力等の分野を明確化する「日・ウクライナ支援・協力アコード」が署名された。この署名の意義について、上川外務大臣は、ウクライナの問題が欧州だけでなく国際社会全体の問題であることを改めて示した旨述べた58。続けて、6月15日及び16日にスイスで開催されたウクライナの平和に関するサミットについては、いわゆるグローバルサウスを含めた多くの国の間で、主権や領土一体性といった国連憲章を含む国際法の遵守が重要であると確認できたことは大きな成果であり、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現に向けた重要な第一歩となったと評価した59。

(てらばやし ゆうすけ、にし あかね、おくり まさふみ、 めぐろ しんたろう)

⁵⁶ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第10号(令6.5.16)

⁵⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号(令6.6.18)

⁵⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号(令6.6.18)

⁵⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号(令6.6.18)